

鳥取県監査委員公告第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、鳥取県知事から平成23年2月25日付鳥取県監査委員公告第3号で公表した平成22年度包括外部監査の結果に関する報告（以下「包括外部監査報告」という。）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第2項の規定により包括外部監査報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成24年7月13日

鳥取県監査委員 岡 本 康 宏
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
 鳥取県監査委員 湯 口 夏 史
 鳥取県監査委員 興 治 英 夫
 鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

1 指摘事項

指摘事項	講じた措置
<p>第2 生産振興課</p> <p>1 次世代鳥取梨産地育成事業費補助金（生産基盤整備対策及び育成促進対策）</p> <p>ア 平成21年度の倉吉市の育成促進対策について</p> <p>平成21年度の倉吉市の実績報告書を確認したところ、その補助金額は2,940,000円との記載があるものの、支出仕訳書や精算払いについての決裁書類を確認すると、実際の補助金の支出額は2,941,000円となっており、1千円の差額が生じている。もしこれが過払いであれば、金額の多寡を問わず返還を受けるべきものである。</p> <p>また、同年度の倉吉市の実績報告書にあっては、事業費の内訳において金額の記載ミスがあり、事業内容を正確に表示しておらず、ずさんと言わざるを得ない。</p> <p>以上のような単純ミスを見逃すようではチェック体制が十分であるとは言えず、二度と同じミスをしないよう、体制構築が望まれる。</p> <p>イ 平成21年度の八頭町（郡家船岡地域分）の育成促進対策について</p> <p>八頭町の育成促進対策については、新品種導入面積に応じて交付金額が算出されており、具体的には次の算式により交付対象面積を算出し、その面積に応じて補助金額が決定されている。</p> <p>【算式】 交付対象面積＝園全体面積×(新品種導入本数／園全体本数)</p> <p>しかし、平成21年度の八頭町（郡家船岡地域分）の補助対象者名簿を確認したところ、交付</p>	<p>補助金交付先である倉吉市から補助金の過払い分1,000円の返還を受けた。</p> <p>今回のミスは、補助金の額の確定後に事業実績報告書等の修正があったとして実績報告書が差し替えられたことにより、補助金額が変更されること及び実績報告書中本年度決算額と本年度予算額との比較増減の数字が間違っていることをそれぞれ見逃したことが原因であることから、担当及び課内でのチェックを厳重に行うよう徹底するとともに、倉吉市に対しても、事業の進行管理を適宜行い、事業完了後は実績報告書をチェックし速やかに提出するよう依頼した。</p> <p>申請書類に記載ミスがないか担当者任せにせず、決裁時の確認者全員で十分にチェックすることを徹底した。</p>

申請書に記載された「園全体本数」と実績報告書に記載された「園全体本数」が異なっている者が散見されたため、県の担当者に確認したところ、これは実績報告書の記載ミスであることが判明した。

これについては結果的に補助金額に影響がなかったとはいえ、記載ミスが発見されず放置されている状況は問題であり、記載事項の正確性には十分な配慮を施す必要がある。

第3 畜産課

1 財団法人鳥取県畜産振興協会自立支援事業交付金

イ 交付決定の時期について

この交付金に係る交付申請書が平成19年4月26日付けで提出されているのに対し、決定通知書は平成19年6月8日付けで通知されている。交付要綱では、「交付決定は原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うべき」とされており、迅速に交付手続をすべきである。

平成19年度の事業実施に当たって制定した補助金交付要綱について、所要の手続を経ていなかったこと及び補助金交付要綱の標準様式と異なる部分があることが交付申請書の受理後に判明し、改正手続を経てから交付決定したために遅延したものであり、今後このようなことのないよう、迅速かつ適正な手続に努めている。

第4 経営支援課

1 鳥取県就農条件整備事業補助金・就農基盤整備事業費補助金

ア 営農報告書の提出期限について

実施要領第11によると、事業完了後5年間、毎年3月31日までに市町村長に営農報告を行うものとされている。しかし、監査を行った営農報告書の一部に、その作成年月日が平成22年4月1日、鳥取市役所の受付印が平成22年7月となっているものが存在した。実施要領に基づき適正に業務を遂行すべきである。

補助対象者（新規就農者）から鳥取市へは3月中に営農報告書が提出されたが、報告書の内容の修正が必要となり、最終的に平成22年4月1日付けの営農報告書を同年7月5日に鳥取市が受理したもの。その写しが東部総合事務所農林局に提出されたが、同農林局において営農報告書の提出について督促していなかったことから、直ちに鳥取市に対して、今後は実施要領に定める提出期限内（3月末）までに提出するよう依頼した。

また、他の市町村に対しても、担当者を対象にした会議で実施要領に基づく適切な取扱いをするよう依頼した。

9 鳥取県農業会議補助金

ア 農地地図情報システム指導に対する謝金について

実績報告書において濃密指導を実施し謝金を抛出した記載となっているが、指導者は鳥取県農業会議の職員で本来給料として記載すべきものであり、適正な記載を行うべきである。

実績報告書の受理時に、「給料」と記載すべきところを「報酬」と記載されていた誤りに気づかなかったことが原因である。

今後、このような記載誤りを見逃すことがないように、書類内容の確認を徹底するとともに、実績報告書の表記方法について鳥取県農業会議に対して説明

を行った。

2 監査意見

監査意見	講じた措置
<p>第1 農政課</p> <p>1 チャレンジプラン支援事業費補助金</p> <p>ア 審査委員の人選について</p> <p>プランを評価する審査会の委員は外郭団体や関係農業団体の人間が多いが、プランの収益性や事業としての将来性を判断するため、民間の企業経営者や中小企業診断士などの専門家、あるいは過去のチャレンジプラン成功者を審査委員に加えるべきである。</p> <p>イ 効果の検証手続について</p> <p>当事業のように農業者の新たな取組に対する支援策は、生産者の経営改善に対する意欲を引き出し、新たな産業を生み出すために必要な事業である。</p> <p>しかし、このような取組については、効果測定が困難な事例も多いのは確かであるが、補助金を支出している以上、プランがどのような効果を上げたのか検証を行うことが必要である。</p> <p>また、あまりにも成果が表れていない場合には、期間の途中においてもプランの見直しをする必要がある。</p> <p>さらに、プランの対象となる期間終了後には、審査会の審査自体についての検証も必要である。プランの認定について見通しに甘さはなかったか、採算面から問題はなかったかについて一定期間ごとに検証し、よりの確な審査を行うことが必要である。</p> <p>2 食のみやこ鳥取県フェスタ負担金</p> <p>ア 規模の拡大について</p> <p>食のみやこ鳥取県フェスタは、生産者が消費者の動向や率直な意見を聞く有効な機会となる。また農家の生産・加工・販売意欲を醸成するという効果も期待される。さらには県内農産物のアピールを行う貴重な機会でもあり、これらを考えると当負担金の支出効果は十分にあると認められる。</p> <p>よって、現在は県内1カ所での開催であるが、本県農業の振興のため、東部、中部、西部の各地域において行うなど、さらなる規模の拡大や開催回数の増加を考えるべきである。</p>	<p>企業経営者や中小企業診断士などを審査員に加えていなかった総合事務所農林局においても、平成23年度に中小企業診断士などを審査員に加えた。</p> <p>効果の検証については、既事業実施者への聴き取りや、審査員を加えた現地調査等を実施している。</p> <p>また、平成22年度からプランの実施状況報告書の様式を変更し、目標（予定）値と実績値の比較から、より容易に効果の検証ができるようにするとともに、複数年支援事業を活用する予定の場合等は、必要に応じて事業執行の延期等の措置を行うこととしている。</p> <p>さらに、よりの確な審査を行うことができるよう、平成23年度からは、プランの実施状況報告書の内容を審査員へ報告するとともに、特に目標達成率が低い者については、必要に応じて現地調査等も実施した。</p> <p>なお、当該補助金は平成23年度に終了し、平成24年度からは「がんばる農家プラン事業」に組み替えられたが、引き続きプランの実施効果の検証及び審査員への報告等を行うこととしている。</p> <p>平成23年度においては、第31回全国豊かな海づくり大会とタイアップして10月29日と30日の2日間、鳥取市内で開催し、新たに農商工連携による商品の紹介ブースの設置に取り組んだところである。</p> <p>今後の開催については、他のイベントに合わせて効果的に開催することを目的に、平成24年度は「みんなのエコフェスタinとっとり（仮称）」（鳥取市）、平成25年度は「第30回全国都市緑化とっとりフェア（鳥取市）」との同時開催を予定している。</p> <p>なお、平成22年度に中部（倉吉市）での久方ぶりの開催を契機に、平成23年度に「中部発！食のみやこフェスティバル」が開催され、平成24年度も引き</p>

第2 生産振興課

2 次世代鳥取梨産地育成事業費補助金（ブランドアップ対策）

ア 実績報告書等の記載内容について

事業実施主体は全国農業協同組合連合会鳥取県本部（以下「全農とっとり」という。）であるが、その事業費の2分の1以内を県が負担し、残りについては社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会（以下「果実基金協会」という。）が負担している状況にある。

このような状況は県の調査復命書に記載があるのみで、実績報告書等においては果実基金協会が補助している旨について一切言及しておらず、事業実態を正確に表しているとは言えない。そのことが明確に分かるよう記載を求めるべきである。

イ 事業の執行について

新品種のブランドアップ化は本県事業の重要な役割を担うものであるから、普及・消費拡大の観点から数字目標を設定するとともにその結果測定を行い、次のPR活動に活かす等、限られた予算の中でより一層効果的な施策を打つことを求めたい。

3 食のみやこ鳥取梨流通対策事業費補助金

ア 果実基金協会について

近年、この果実基金協会と後に触れる財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会（以下「野菜基金協会」という。）に関し、経営効率等の観点から合併が行われている事例もあることから、そのような検討がなされたことはないか県に対し質問したところ、以下の回答が得られた。

「人件費の削減を目的として、合併について検討した経緯がありますが、果実基金協会の業務は全農職員が行っており、協会として人件費

続き開催される予定である。県からは、中部総合事務所が当実行委員会に参加している。

事業実施主体である全農とੱりに対し、全農とੱり負担分の財源が果実基金協会からの補助金であることが分かるように実績報告書に記載するよう依頼し、平成22年度分実績報告書から、負担区分の「事業主体」を「事業主体(果実基金)」とすることで本補助金への果実基金協会の負担が確認できるようにした。

県産農林水産物全体（梨、和牛、ハタハタ等）のイメージ形成とリーディングブランドの構築による販路開拓に総合的な視点から取り組むため、平成23年度から「とっとり美食Brand戦略事業」を立ち上げ、その一環としてブランド化プロジェクトチームにおいて総合的な視点からの取組を始めたところである。

数値目標とそれに基づいた結果測定については、ブランド化プロジェクトチームにおいてブランド化戦略を平成23年度から26年度の間7品目設定する目標を設定し、進捗状況を確認することとしている。

なお、梨新品種のブランド化戦略としては、平成24年度に数値目標等について検討・策定することとしている。

果実基金協会に対し、より効率的な運営を行うための組織体制について再検討するよう、平成23年3月に文書で依頼した。

また、野菜基金協会は、まずは現体制下での運営体制の強化を図ることとしており、果実基金協会との合併は現段階では検討していない。

を持っていないことから、合併してもメリットがないと判断されました。」

確かに果実基金協会の収支計算書を確認したところ人件費は発生していないが、協会のコストには他に事務運営経費もあり、県側に発生するコストや処理作業に掛かる時間も無視できない。また、果実基金協会のみならず、野菜基金協会側からの検討も欠かせない。よって人件費のみの観点から合併についての検討を止めることは判断として早計である。

再度両協会の業務内容の類似性や重複がないか検討し、より効率的な運営を行うため組織体制について再検討するよう、両協議会に働きかけていただきたい。

5 財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会運営費補助金

ア 補助の必要性と金額の妥当性について

当補助金は平成19年度を最後に野菜基金協会の自立を求めて支出されていない。

しかし、平成19年度の決算書を確認したところ、5千万円超という多額の準備金（正味財産）があることから、県として200万円の運営費を補助する必要はなかったと言える。

また、平成19年度の業務運営費は結果的に約180万円の余剰金が生じている。野菜基金協会はその余剰金を準備金として繰り入れ、翌年以降取り崩して運営費に充当していることから、期間を3年間と区切っているものの、実質的には3年を超えて補助しているのとなんら変わりないことになる。

そもそも補助金は必要なかったと考えるが、仮に補助する必要があったとしても余剰金を翌年に繰り越して利用できるような形での補助は採用すべきではない。

イ 野菜基金協会の運営状況と今後の見通しについて

当補助金が交付された平成19年度においては、補助金等の受け入れにより収支差額で余剰が生じているが、平成20年度及び平成21年度に関しては収支差額でマイナスが生じ、準備金を取り崩すことで充てている。（平成22年度の予算でも430万円程度の準備金の取り崩しを見込んでいる。）

収入面においては、平成21年度より生産者負担金を求めているが、県の補助金を受ける前に、

野菜基金協会は、基本財産等の運用益での運営を行っていたが、低金利のため平成8年度以降、準備金を取り崩して運営費に充当しており、そのままだと平成17年度中途に準備金が枯渇するおそれがあった。

このため、平成15年度に野菜基金協会の中に「あり方研究会」を設置し、運営費の削減を進めたが、平成20年度以降の運営も考慮し、県、市町村及びJAグループが協力して平成17年度からの3年間、各年度の業務運営費に対する定額補助を行うこととし、平成19年度においても県として200万円の補助を行ったものである。

なお、野菜基金協会は平成21年度以降生産者負担を導入するとともに、基本財産等の効率的な運用により、準備金の取崩しの削減を図っている。

平成17年度から平成19年度までの運営費補助は緊急的に行ったもので、今後補助する考えはない。

現在、野菜基金協会は、経営基盤の強化等運営体制の見直しを図っているところであり、今後とも適正な運営の指導を行っていく。

まず野菜基金協会が実施する事業の受益者である生産者の負担を求めるのが当然であり、対応があまりに遅すぎたといえる。

また支出面では、そのうち50パーセント超が職員の人件費と退職給与引当預金への振替であり、この人件費に手をつけない限りこれ以上の経費削減は難しい。

野菜基金協会の業務運営報告を見ても、「今後はより財務健全化に努めなければならない」とあるだけで、そのための具体策は見えず、早期に経営改善策を考えなければ慢性的な資金不足が生じるのは確実である。

よって今後は県として再び運営費という形で補助することがないよう、その財務体質の改善と運営に十分注視し、自助努力による自立運営を促すようさらに指導力を発揮していただきたい。

また、上記「食のみやこ鳥取梨流通対策事業費補助金」に記載したとおり、果実基金協会との合併も経営基盤の強化及び効率化を図るうえで今後検討すべき課題である。

6 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金

ア 交付準備金の残高について

野菜基金協会の特定野菜及び指定野菜の供給産地育成価格差補給事業に係る交付準備金造成の計画と実績を比較したところ、補給金の交付実績が計画を大幅に下回る水準であるため、交付準備金に多額の繰越残高が生じている。

当補助金は交付予約数量に応じて基金を造成するものであるが、実績数量を大幅に上回る交付予約数量を認めることで、このような事態が発生しているものである。このような状況では交付予約数量があまりに過大と言わざるを得ず、出荷計画数量と同量程度までの交付予約数量が必要とは思えない。

より実態に即した交付予約数量を定めて事業費の抑制を図り、県の補助金が野菜基金協会に寝かされるという事態を回避すべきである。

野菜は豊凶が激しく、年によっては出荷量の全量が保証基準額を下回ることがあるため、交付予約数量を補給金交付実績により決定した場合、出荷量の大半が価格保証の対象にならないおそれがあり、農家が安心して生産するためにも、交付予約数量の決定は現行どおりとする。

なお、交付実績が計画を下回った場合に発生する繰越額は、翌年度の業務資金に充てることとしており、負担割合に応じて翌年度の県補助金が減額される。

さらに、繰越額が翌年度の業務資金より多い場合は、特別業務資金として別に積み立てることとしているが、県の補助金が野菜基金協会に寝かされることのないよう、期間を区切ってその金額の妥当性を検討し、特別業務資金が過大と判断した場合は返戻を求めることとしている。

9 鳥取県数量調整円滑化推進事業費補助金

ア 按分基準の明示について

多数の地域協議会において交付申請額と実績報告額が同額になるということが発生している。

このようなことが起こるのは協議会内の共通経費を他事業と調整して按分したり、地域協議

会が置かれている農協との共通経費を農協と按分している場合には、平成22年度実績報告時の事務調査において、算出根拠となる書類（コピーの使用枚数等）の提出を求め確認の上、実績報告

会が置かれている農協との費用負担割合を調整しているからである。

よって経費を按分している場合は、その基準を交付申請書及び実績報告書に記載させるべきであり、またその按分基準は交付申請時及び実績報告時で変更させない等、安易な調整経理ができないよう指導を徹底すべきである。

イ 予算と実績の経費単位での比較

過去3年間で最も多額の補助金を受けている鳥取市水田農業推進協議会を抽出し、予算額と実績額をその内容別に比較すれば、予算額と決算額で大きく乖離している経費が見受けられる。これは一例であるが、このような実態は各地域協議会にも見られるものである。

現在の補助金制度として、補助対象事業の各経費単位での精算にはこだわらず、あくまで予算と実績のトータル額での精算で足りるとしても、このように対象経費ごとの金額が大きく異なることになれば、予算というものが全く意味をなさないものになる。

よって今後は予算をより精密に計上するよう指導するとともに、検査の際にはトータル金額の比較にとどまらず、個々の費目についても予算と実績の比較を重視し、大きく増減した場合にはその理由を明らかにさせるべきである。

第3 畜産課

1 財団法人鳥取県畜産振興協会自立支援事業交付金 ア 経営改善の指導について

この事業に係る交付金は、平成19年度に5年分が交付決定され、その計画に基づいて毎年度概算払いされている。各年度における未使用額は、平成23年度終了まで精算されないため、各年度の事務執行を充分把握し、経営改善に向けた経費節減に関する指導を行う必要がある。

ウ 機械維持修繕について

牧場で使用する機械の修理点検業務については、以前は県からの派遣職員2名が行っていた。

しかし、自立化に伴う派遣職員の廃止に伴い新たな技術者を養成するため、平成19年度から平成

書に添付することとした。

また、協議会内の共通経費の他事業との調整については、平成22年度に本事業の対象範囲を網羅した全額国庫補助事業が創設され、支出内容により当該事業を優先して活用するようお願いしているところであり、引き続き県予算の縮減に取り組みたい。

なお、平成23年度からの全ての交付先は、市町村に事務局を置く「地域農業再生協議会」となったが、協議会の事務局や構成員の共通経費の適正な按分率については、活動内容によって変動するものであるため、実績に基づいて妥当性の判断をすべきものと考えており、引き続き事務調査において、適正執行の確認、指導をしていくこととしたい。

計画作成時に一定の根拠に基づいて積算していたとしても、事業を実施していく中で、補助金交付要綱の規定に反しない範囲での経費間の流用は、効果的・効率的な事業実施のためにはやむを得ないと考えている。

なお、予算と実績が大きく乖離した場合には、事務調査の時点でその理由を確認し、調書に記載することとする。

各年度の終了後に協会から「交付金進捗状況報告書」の提出を受け、年度ごとの事業執行内容の把握に努め、黒字体質への転換に向けて助言等を行っているところである。

今後とも事業の執行状況を確認し、経営改善に向けた経費削減等の指導を行うこととした。

機械の日常点検や簡単な修理については、協会職員が技術を習得して行った方が、長期的には外部委託よりも効率的かつ経済的であるため、今後の経営コスト削減という観点から日常業務の中で技術力の

23年度までの5年間の技術者養成計画を立てて、技術者の養成を行っている。この計画によると、初年度は専門業者が修理を行うと同時に職員を指導し、段階的に修理方法を習得させることになっている。そのための機械修理委託料が年間472万円の予算として計上され、実際に委託料の支払を行っている。

しかし、機械維持修繕に要する費用は外部委託にしたほうが低額で済むため、内部技術者を養成する必要性は低いと考えられるので、民間業者による競争入札を行うことを検討すべきである。

6 和牛再生促進事業（優良雌産子保留支援）費補助金

ア 補助金交付の要件について

補助金の交付対象となる和牛雌子牛の要件として、「地域の和牛改良組合が保留すべきと認めた牛」との項目がある。このような要件になっているのは、各和牛改良組合で、これまでの経過や課題、改良方針等が異なり、その独自性を尊重するためである。

地域の和牛改良組合が保留すべきと認めた牛については、各和牛改良組合で具体的な基準を定めていながら実際には県と和牛改良組合の協議に基づき決定している。従って、この決定手続について交付要綱等で具体的に定めるべきである。

11 自給飼料増産支援事業補助金

ア コントラクター組合に対する補助金について

倉吉、東伯、萩原及び大山ビューの各コントラクター組合は、全て計画と実績でその事業内容が大幅に変更になっているにもかかわらず、その事業費には変更がなかった。

4組合とも当初の計画では、研修会12回、破損個所修繕6か所の計画で、合計30万円の事業費を計上していた。しかしながら実績報告書を見ると、破損個所修繕を行った組合は一つもなく、各組合ともに研修会の開催回数及び講師に対する報酬単価を変更したことによって、結果として計画通り30万円の事業費を要したことになる。

上記の計画と実績の相違について県担当者に確認したところ、以下の回答を得た。

- ・ 研修会回数の変更について

計画していた研修回数では受講者が技術習得する段階まで到達しなかったため、研修回数を増加した。

- ・ 研修単価の変更について

習得を図っているところである。

なお、高度な技術を要するため協会職員では修理できないものについては、民間業者による競争入札を行うよう指導している。

事業実施計画書と合わせて各和牛改良組合が定めた、保留すべきと認めた牛の基準を提出させ、審査の上で計画承認を行っているところであるが、交付要綱にはその旨明記していなかったため、事業の実実施計画及び実績報告書に「改良組合が保留すべきと認める牛の要件」を明記するよう和牛再生促進事業費補助金交付要綱を改正した。

あらかじめ承認を得る必要がある変更該当しない場合でも、計画と実績に大幅な変更を生じる可能性があれば、事前に報告するようコントラクター組合に周知徹底した。

なお、当該補助金は、平成22年度に終了したが、平成23年度以降もコントラクター組合に対する他の補助金があるため周知したものである。

計画時の単価は概算数値で、実績の単価は各コントラクター組合のオペレーター料金を基に講師に支払った。

- ・ 修繕が行われなかった理由について
破損がなく修繕が不要であった。

修繕計画などは実際に行わない限り不確定であることは理解できるが、研修回数と講師日当の単価については、その算定根拠が精査されたものとはいえない。

従って、計画と実績で事業内容の変更が生じたときの取扱いを定めておく必要がある。

13 自給飼料生産体制整備緊急支援事業補助金

ア 検証手続きについて

実績報告書に飼料作物作付面積の現状、目標及び実績が一覧表になっているが、なかには目標未達成のケース、現状と実績に変化がないケース及び現状に比べ実績が減少したケースが存在する。

このような特に減少したケースについては県が検証する必要がある。

本補助事業は、飼料費低減に資するために機械を借り受ける経費を補助対象としているものであるが、県は粗飼料増産行動計画を策定して面積拡大を推進しているため、実績報告書に飼料作物作付面積も記載させているものである。

当該補助金は平成22年度に終了したが、面積が減少した補助事業者については、その要因を検証するとともに、農業団体と連携して、その検証結果を農家に対する飼養改善指導に活用し、経営の安定を支援することとしている。

第4 経営支援課

6 鳥取県農業経営対策事業費等補助金（鳥取へI J U！アグリスタート研修事業）

ア 事業のアピールについて

研修生に対し、給料はもちろん住宅手当や敷金礼金、また鳥取県までの赴任旅費も助成対象としており、県はこのような手厚い支援は全国一であるとしている。

農業を志す県外者に対し、このような支援を行うことにより、鳥取県での新規就農者の増加が期待される事業であるから、このような取組を県外者に対してさらにアピールすることが必要である。

イ 研修終了後の進路について

平成21年度末時点で研修が終了していないため、研修生の卒業後の進路は明らかでないが、具体的な戦略はあるのだろうか。インフラ整備も不十分なままに農業参入を勧めても、着実な結果を期待することはできないのである。

よって、研修を修了したが就職先も見つからず、新規就農しようにも農地がないといった問題が生じないように、研修修了者には優先的に就職先をあっせんする等の配慮が必要である。

実施主体である財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「機構」という。）において、大阪及び東京での事業説明会及び県内就農相談会等を通じて、就農希望者に対する事業PRを積極的に行った。

今後、より効果的なPRを行うため、研修終了後の就農事例を紹介する資料及び新規就農者向けの経営指導テキストを作成、配布することとしている。

研修修了生の県内就農状況（農業生産法人への就業含む。）は、第1期生（平成21年9月から1年間）は11名中6名であったが、第2期生（平成22年4月から1年間）は11名全員、第3期生（平成22年9月から1年間）は8名全員と、その成果が上がっている。

平成24年度開始の研修から、先進農家等での研修期間を2年間まで延長可能とし、より専門的な知識・技術及び実践的な経営ノウハウを習得する

ウ 研修中止時のペナルティについて

自己都合により研修を中止する場合の罰則が特に設けられていないが、ある程度のペナルティを設けるべきである。研修参加者には、税金を使って他の就農希望者よりも恵まれた環境で研修を行っているという自覚が必要である。もちろんやむを得ない事情がある場合は仕方がないが、自己都合の場合に何らかの措置をとることも考える必要がある。

8 鳥取県農地確保・利用支援事業費補助金

ア 補助金の交付先について

鳥取県担い手育成総合支援協議会に対して補助金の支払があった数日後に、同額が鳥取県農業会議に支出されている。最終的には鳥取県農業会議を経由して、八頭担い手育成総合支援協議会及び鳥取中央農業協同組合に対する面的集積交付金として交付されるものであり、鳥取県担い手育成総合支援協議会及び鳥取県農業会議を経由する必要はない。

第6 農地・水保全課

1 農地・水・環境保全向上対策交付金

ア 活動組織名の変更について

平成21年度の交付申請時と変更申請時の活動組織名の一部を対比し、申請書を調査した結果、新規活動組織については交付申請時には活動組織名が明確に表示されておらず、交付申請の変更によ

ことにより、着実に就農できるよう取り組むこととした。

また、実施主体の機構において、JA及び市町村等と連携して就農時の農地確保を図るなど、研修生の就農に向けた支援体制の強化を進めている。

研修生に対しては、原則、研修期間の初めの2か月の間（トライアル研修期間）に研修を中止するか継続するか判断するよう求めている。さらに、機構において、就農意欲の有無、事前準備の状況などを総合的に勘案しながら、2か月間のトライアル研修により適性がないと判断すれば、本格研修へ移行をさせていない。

本格研修に移行後、自己都合で研修を中止する場合は、健康上の問題や家庭の事情などのやむを得ない事情以外の理由で研修を断念するケースは事実上想定しにくい。

また、研修事業の経費（転居経費にかかる助成を除く。）は、機構が雇用した研修生に給与として支払われており、研修を中止したことを理由に、すでに支払われた給与をさかのぼって返還を求めることは不可能である。

ただし、定住準備交付金を受けた研修生に県内に移住したことにより交付した転居経費については、給与に当たらないことから、研修中止に伴い転出した場合は返還を求めることとした。

当該補助金は、国の補助金交付要綱に基づき鳥取県担い手育成総合支援協議会（以下「協議会」という。）に交付したものであり、県から直接八頭担い手育成総合支援協議会等に交付することは制度上できない。

この補助金の交付にあたり、協議会の事務局業務を所掌する鳥取県農業会議を経由したのは、国の「担い手育成総合支援協議会設置要領」等に基づいたものであるが、非効率であったことは否めない。

なお、当該補助金は平成21年度で廃止された。

農地・水・環境保全向上対策の推進母体である鳥取県農地・水・環境保全協議会（以下「保全協議会」という。）及び活動組織と協定を結ぶ市町村に対し、新規協定についてはできるだけ速やかに活動組織の

って初めて活動組織名が明示されていたり、変更時に面積が変更している状況が判明した。

これは、交付決定等事務の簡素化により活動組織が速やかに活動できるよう配慮した結果によるものであり、また地域住民の総意に基づく活動に対し、その活動面積に応じ交付金を交付する制度であるため、活動面積や組織の名称の確定に遅れを生じることは仕方がないものの、県として活動組織や面積の把握に努められたい。

3 土地改良施設維持管理適正化事業費補助金

ア 補助金の資金造成について

国の制度に対する意見であるが、下部団体に交付した補助金を上部団体に拠出する方法は資金の流れが不明瞭となるおそれがある。よって、鳥取県土地改良事業団体連合会（以下「県土連」という。）に交付された補助金を、全国土地改良事業団体連合会（以下「全土連」という。）に拠出するのではなく、県土連において資金造成をする方法、あるいは当事業を実施する際に改良区へ直接補助金を交付する方法を採用した方がよいと考える。

7 鳥取県土地改良事業補助金（新農業水利システム保全対策事業）

ア 農業水利システム保全計画策定業務の契約について

農業水利システム保全計画策定業務においては、事業主体である各土地改良区及び市町村が補助金を受け取った後、県土連と委託契約を結び、補助金額と同額の委託料を県土連に支出しており、結果的に各土地改良区及び市町村の業務に対する補助金はないことになるため、国の制度改革を含め、検討する必要性を感じる。

イ 随意契約について

農業水利システム保全計画策定業務に係る委託契約は、県土連が全て随意契約により請け負っているが、民間企業も含めて一般競争入札を行い、適正な金額で委託契約を結ぶよう指導するべきである。

9 水田等フル活用緊急整備支援事業補助金

ア 水路補修に関する事業計画について

水路補修については、補修工事の交付申請時の計画と実績報告を比較してみると、事業量に大きな開きが見受けられた地区がある一方で、予算と実績の事業費の金額は大きく変わっていなかった。

確かに詳細な事業費等の算定が困難なケースは

把握及び協定面積を確定するよう、保全協議会の総会等及び市町村の担当者会議等で周知及び指導を行った。

当該事業は、土地改良区から県土連に負担金を拠出し、県土連が県補助金と合わせて全土連に拠出した資金が、再び、全土連から国庫補助金と合わせて県土連に交付されてくるといって、複雑な資金の流れになっており、不明瞭であるので、例えば国と県が直接県土連に補助するよう、国に制度改革を要望する。

補助金交付要綱では、補助対象経費として「計画策定に必要な調査、試験及び測量等に要する費用」と定めており、土地改良区及び市町村が、アンケート調査、測量、計画書作成などの計画策定業務を県土連へ委託しているため、結果として県土連への委託料と同額が補助申請されているものである。

なお、当該補助金は平成23年度に終了した。

県土連との随意契約は、事業主体である市町村、土地改良区の判断により行っている。契約の透明性確保等の観点から、委託業者の決定を適切に行うよう今後も指導していく。

当該補助金は、平成21年度に終了したが、今後他事業においても事業計画時に適切な見積りを行うなどを指導していく。

あるが、これは事業計画時には、できる限り適切な工事見積りを行った上で予算を計上することが望ましい。